

予算常任委員会産業生活分科会

(令和3年10月20日)

○ 平野貴之委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、産業生活常任委員会を開会いたしますので、インターネット中継を開始してください。発言の際にはマイクに近づいて、ゆっくりはっきりしゃべっていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 石田商工農水部長

商工農水部長、石田でございます。皆さん、おはようございます。

今回、補正予算として2件、上げさせていただいております。もう現在、時短要請とか制限は解除されておりますけれども、これまでの状況によって経営が厳しい業者さんもみえますので、その辺りの経営継続を下支えするというところで、二つほど事業を考えさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

議案第35号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第35号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費を議題といたしますので、説明をお願いいたします。

## ○ 秦商工課長

おはようございます。商工課長、秦でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

では、まずタブレットの資料のほうでございますが、今日の会議のところの産業生活常任委員会分科会をタップいただきまして、会議資料の一覧が出ていると思いますけれども、一番下の149番の10月19日追加配付、令和3年度8月補正予算参考資料（第7号・追加分）をタップお願ひいたします。

こちらの5ページになります。

新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援金等における創業時期の特例ということで、追加資料のご説明を申し上げたいと思います。

今回、補正予算のほうに上程させていただいております、うちの課から上げさせていただいておりますような補助金の場合、前年または前々年の売上額からの減少を要件としている給付金のケースにおきまして、事業期間が短く前年の売上げが確認できないなど比較困難な場合につきましては、創業の特例といたしまして、これからご説明するように判断をさせていただいております。

まず、前提でございますけれども、前年または前々年の売上額が確定申告の書類等により確認ができる場合につきましては、申告の書類に記載された売上額によって確認を行っております。

次に、2番でございます。

創業間もなく、前年または前々年の売上額との比較ができない場合がございますが、確定申告の書類などで売上額の確認ができない場合というときは、新規創業事業者の特例というものを適用いたしまして、既にあります売上げの期間から平均値を算出するなどして比較を行うという方法を取っております。

波線のところにちょっと例を挙げさせていただいております。仮に、令和3年1月に創業した事業者の場合として書かせていただいております。対象とする月を8月、9月とした場合、売上額を前年または前々年と比較するというもののケースとしてちょっとお考えいただければというふうに思っております。

下のところの①のところでございますけれども、8月、9月というところがまだ創業前のために比較することができる売上額がございません。その場合ですが、②のところですが、それまでにあります2月から7月まで――丸で示させていただいておりますが

——ここの部分の売上額を足して平均額を算出いたします。その額と対象月となる8月の売上額とその数値、9月の売上額と先ほど出した平均値の数値、これを比較し、減少割合について判断をいたします。この場合ですと、まだ確定申告がございませんので、事業者さんが持っておられる台帳等で売上げの証明はいただくことになっております。

このことにつきまして、森委員からの追加資料なんですけれども、他市の事例をとということでございましたので、この例につきましては国や県の考え方に準じて私どものほうでは制度設計を行っております。また、県内他市についてヒアリング等で確認をいたしましたけれども、類似の新規創業者の特例というものは設けておるということで分かりましたので、ご報告させていただきます。

説明につきましては以上でございます。

#### ○ 平野貴之委員長

説明は以上です。

それでは、こちらの議案に関しまして質問のある方、挙手をお願いします。

#### ○ 小林博次委員

これ、この前確認したんやけど、去年も同じ制度があったよね。実際に県に申請手続すると書類不備で返ってきて、売上げ比較で、ここのところで引っかかって、実際には書類を再提出できずに受け取れないというのが続出しておったよね。全国ネットの飲食店なんかは全部できておるわけやけど、ここにおってもう二、三年売上げがないというところは、きちっと税法上の届けがあれば、税法上の処理ができていけば書類比較ができるんやけど、売上げがないものはまた次も売上げがなければ対象にならないということになるわけやけど。この前、岸田総理の所信表明を聞いておったら、来年3月まで持続させるためにきちっと対応しますという、そういう趣旨の表明をしておったので、それを聞いて市の説明を聞くと少し違うなど、こういう感じがしたんやけど。

あと、課長から直接説明を聞いて大体理解はできたつもりなんやけど、やっぱり一般の事業者も聞いておられるもんで、その辺り、もう一回確認のために答えをいただきたいと。

#### ○ 秦商工課長

委員からは、なかなか売上げにつきましてきちんと届出がされていないという場合にど

うなるのかというふうにご質問の趣旨としては私、理解したんですけれども、コロナウイルスに対する影響ということでございますので、もし私もちょっと誤解しておったら大変申し訳ないんですが、売上げが二、三年ないという状況になりますと、コロナウイルスに対する影響というのはちょっとやっぱり認めにくい部分も出てこようかと思えます。ただ、手続上でできていないということであるのであれば、それはやはりこちらからもできるだけフォローはさせていただきますので、やはりお手續というものをちょっとまず済ませていただきまして、そういう県や国のまず制度に乗っていただいて、そして市の支援金のほうへつなげさせていただくと。

最初はやっぱ事業者様の責任でしていただく面というのはありますけれども、できる限り私たちのほうで可能な限りサポートであったり、アシスト等につきましては関係機関とも連携しながらさせていただいて、今岸田総理が言われたという話がありますけれども、少しでも、本当に苦しんでいる事業者の方を一家でも取りこぼすことのないように、できる限り救済できるよう、我々も頑張らせていただきたいと思います。

#### ○ 小林博次委員

ちょっと理解しかねるのは、事業をそのまま継続していくために補填される資金のはずなんやわね。何か途中で能書きが入ってきて、対象になると対象にならんのとできるという趣旨が違ふと思うんやけど。事業を継続させるためにこういう制度が国で設けられて、何で地方で前年売上げがないから今年コロナで減っても対象にならんよという。いや、続けられないやん。続けさせるために創設された制度なわけやろう。そのところ、そうすると、総理大臣がうそを言っておったことにならへんか。だから、もうちょっと、もう一回説明してくれる。

#### ○ 秦商工課長

売上げの減少幅を見ている面もでございますので、今の事業者として、もし、コロナの影響につきまして、コロナ対策という形で給付させていただいておりますので、これまでもし売上げがもう既に減少している中で、ある一定のコロナウイルスの影響というものをちょっと見せていただいて支援させていただいているという中で精いっぱい努力をさせていただくということにはなると思えます。

ほかにも支援的なものが、コロナに限らず、何か事業者として継続するに当たって、既

存のメニューもございますので、何かもし本当に苦しんでおられることであれば、商工課であったり、関係機関等とまた連携して、事業として継続できる方法について検討させていただきたいなというふうには思います。

## ○ 小林博次委員

持続化給付金について、僕は質問しておるので、ほかの制度について質問しておるわけじゃない。

持続化給付金を、例えば、2月、8月というのは水商売、水がれどきで、売上げがないんやわね。選挙のときもないけれども、今月なんかまるっきり水商売、上がったんやわね。だけど、それを持続させるために、大体8月、9月と設定するのが問題やと思うんやけど、5月、10月とか、設定の時期が若干まずいと思っておるけど、でも、可能な限り助けていくという制度であるとするなら、それはやっぱり市行政としても助けていく必要があるのと違うのかなという質問をしておるわけやね。

もともと、いやいや、助けられやんところもありますよと、切捨てもあるんですよということなら、そうやって言ってくれたら、わざわざ頭を下げて、来て、蹴っ飛ばされるようなことはせん。

## ○ 渡辺商工農水部理事

商工農水部、渡辺でございます。

コロナが始まりまして、昨年度から非常に苦しい事業者さん、多数いらっしゃる中で、国、県、市のほうでも様々な支援制度を行わせていただいたところがございます。そういった中で、やはりどうしてもその都度都度で売上げで比較をさせていただくという制度が非常に多い、こういった給付のものなんかにつきましてはそういった形でさせていただいているところがございます。

一方で、セーフティーネット等、いわゆる運転資金の貸付けというような制度もございまして、そういったところも、いろいろ制度をさせていただいている中、今回、この事業につきましては、この8月から緊急警戒宣言が出てきて、その前のまん防とか、そういったところから続いてきて、特に8月、緊急警戒宣言が三重県で出されまして、その後、まん延防止等重点措置になりまして、そのまま次に緊急事態宣言と、そういった中で、8月、9月が非常に苦しいというところの事業者さんのほうを対象にこの事業としてさせていた

だいているところで、今回、8月、9月というようなところを設定させていただいたところでございます。

一方で、今までもいろんな制度をさせていただきましたけれども、引き続きコロナが今後どうなっていくかは予断を許さないところがありますけれども、そういったところも含めて、できる限りいろんな制度の中で困ったいろんな事業者さんを救っていただけるようなことを考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

## ○ 小林博次委員

もうこれでやめますけれども、去年コロナがなくて今年から始まったわけじゃない。去年、もう売上げが落ちて困って、また今年も困って、去年売上げがほとんどなかった、今年もないのに。それを助けてやるのが持続化給付金やろう。前の年度から売上げが半分に落ちたらって、売上げがないと言っている、最初から。

もっと普通の、もっと前から比べても、8月はただでも売上げがないと。わざわざないときを選んで助けてやるよと。もらうところはもらえて、もらえやんところは潰れていきなさいということで、やめるところが多いわけやん。商工課長に、あんたら、四日市の商店に話しかけたのかと。団体が幾つかあるけれども、団体に説明して対応すると落ちこぼれておるのが1人でも救われるわけやから、やったのかと言ったら、やっていないと。ここで一生懸命やってくれたのは、新型コロナウイルス感染症対策室が商工課と話したり、あるいは保健所と話したり、それで今まで対応してくれておるけど、でも、担当課がいろいろ頼るといふことになると、やっぱりあなた方の努力が足らんと違うのと、こうやって申し上げたわけやわね。

だったら、きちっとそういう団体に説明をして事業が継続できるような、そういう対応をしますと、この前言っておったから、それを了として、どれぐらい助けてやってくれるのかちょっと見ておるかなと。今、答弁、聞いておったら、ちょっと国の、総理大臣の所信表明の演説とは少しずれがあったから、聞き方が間違えたのか、あるいはしゃべり方が地方と国で違うのか、ちょっとその辺、僕は理解できやんけど、いずれにしても、困った事業者が救済される、このことが大事なことから、そのための努力だけはしてくださいということをお願いして質問を終わります。

## ○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 萩須智之委員

今の小林委員のご質問を受けた形なんですけど、計算が難しいと思うんですね、すごく。当然、今年創業しているところは去年のデータがない。じゃ、令和元年が小林委員が言われた平常時であったとすると、一般のお店でももう令和2年の冬は落ち込んでいるんですよ。それと比較して今年ってもう落ち込んだ同士で、当然差はないと思うんですよ。ですから、本来の、一般の古くからやっているお店は令和元年度ぐらいと比較するのが適当かなと思うのと、新規に今年開業されたところが2月から7月ってほとんど客が入っていないんですわ。ですので、これ、あんまり現実的な数字が出ないと思うんですよ。当然もう8月、9月は完全にゼロですよ。となると、果たして2月、7月、今年の売上げでやっていけていたのかなと。

閉めているところも確かにありますので、ちょっと根本的に計算方法、もうちょっと違う方法を考えていただいたほうがいいようには個人的には思うんですけども、かといって、じゃ、どうするのという案は出しにくいんですが、例えば、席数とか店の規模、従業員数とかで予想される本来のペイする売上額というのは当然あるはずなので、そういう基準をつくって、そこからどうかというのもありだと思んですが、もう露骨に、今、人件費と家賃と光熱費でこれだけ払えやんからという額を見せてもらって、それを補填するとか、もうちょっと現実的な数字をつかんでいただいたほうがいいように思う。そのデータは出せると思うんですよ、経営しているんですから。ですので、ちょっと観点を考えていただいたらどうかなと思って意見をさせていただきます。ご検討いただければありがたいです。

以上です。

○ 平野貴之委員長

答弁は要らないですか。

○ 萩須智之委員

答弁、あればお願いします。



## ○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

計算の方法、どのように影響が出たかという見方につきまして、また、別の考え方をちょっと今お示しいただいたんだなというふうに思っております。

根本の、制度の大本が、事業者の中で売上げを確認しているというものがございまして、そここのバランスというものもあろうかと思っております。今、委員おっしゃられるように、また、売上額の減少と違った形、今、渡辺のほうからもご説明申し上げましたけれども、また違った形の給付の形があればそういうものも今後やっぱり、本当に苦しんでいる事業者があつて、今、小林委員も言われましたけれども、事業を継続させていくために必要な給付金の在り方というのがどういうものかということは、もう少しちょっと我々のほうでも研究させていただきたいなというふうには思います。また、やり方も含めて、どのようにお知らせしていくか、どういうふうに捨っていくかについてもきちんと考えさせていただきたいなというふうに思います。

## ○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

違う支援金が出れば、それで何とかなると思うので、ぜひご検討いただいて、救ってやっていただきたいなと思います。

ありがとうございました。

## ○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

## ○ 谷口周司委員

ちょっと簡単なことかもしれませんが、応援支援金のほう、受付は、10月25日から申請受付予定とあるんですけど、いつまでというのはもう決められているんですか、申請締切り。テナントのほうは1月31日とあるんですけど、応援支援金のほうの締切り、いつまで。

## ○ 秦商工課長

大変申し訳ございません、こちらにご記載させていただいていないので申し訳ないですが、1月31日と同じ時期を考えております。

#### ○ 谷口周司委員

これ、多分、以前も締切りに間に合わず大変だったというところもあるかと思いますが、その辺の周知はしっかりしていただきたいと思いますし、事務費はさっきのテナントのほうと一緒に、商工会議所のほうで連携してということなので、商工会議所に対応して、事務費というのが商工会議所でやってもらう費用なのかなと思うんですけど、先ほどもいろいろ売上げの計算が難しいじゃないかとか、これは対象になるのかならないのかとか、そういったところも全てもう商工会議所さんでやってもらうのか、いやいや、それはこちらの商工課のほうでやるのか、商工会議所との連携のすみ分けというのは、これも以前にもあったと思うんですけど、そのときに課題がなかったのか、スムーズにいったのか、その辺、何かもし課題があったのならば、その辺は解決されて、今回また新たに臨んでいくのか、商工会議所の連携というところだけ少しお聞かせをいただきたいんですけど。

#### ○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

会議所との連携ということでございまして、確かに、会議所さんでまず一時的にはしていただくことにはなるんですが、当然判断に迷われるようなことのケースも、創業者というものを一言言ってみてもいろんなケースがございまして、そのたびごとに私たちがなりに商工会議所と考え方についてはすり合わせを行って、特定の事業者にも不利が生じないように、その辺りの意識の調整は図っております。

今回も制度設計に当たって、会議所とは綿密に連携を図りながら、実際に事務を行う者も含めて話をさせていただきながら、どういうふうに、エラーが起きないようにシステムの組み方から、そういうところも詰めて連携をさせていただいておると。できる限りそういうご心配のことがないように会議所とは綿密に連携を図って、特定の方に不利が起きないように、きちんと対応はさせていただきたいなというふうに思っております。

#### ○ 谷口周司委員

その辺り、しっかりと連携していただいて、やはり結局は事業者さんに迷惑がかかって

はいけないと思いますので、いや、これは商工会議所で、これは市の商工課でとか、ほっつき合いになって、結局、事業者に迷惑がかからないように、そこはしっかりと対応していただきたいと思いますし、これ、テナントと応援支援金と両方とも商工会議所のほうで連携してとあるんですけど、事務費はそれぞれ出ているじゃないですか。大体合わせると2500万円ぐらいになってくるかと思うんですけど、詳細までは確認はしませんけど、言うたら10月から1月末までの申請期間の間でこれぐらいの額を使っていくということなんですよね。主には人件費、こういった、主なところだけ教えておいてもらっていいですか。

### ○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

会議所との連携ということで、何を一番特に、会議所さんも中小企業の支援というのは使命としてお持ちになっておられますので、こういうところで向こうもミッションとしてやっていただけるんですけども、事業者へスピーディーに給付をしようと思いますと、やはりかなりの件数が出てきていますので、市だけでちょっと執行しようとしてしまいますと、給付までに、極端な話、1か月、2か月かかってしまうというところもございますので、会議所と連携して、主には、やはりこれを処理するマンパワーがやっぱりかかってきますので、やはり人件費の部分がかなり大きく占めております。テナントにつきましても、前回していただいている方も継続していただけるふうに伺っておりますので、できるだけスムーズに処理をして、事業者が非常に大変困っている状況やというふうに伺っていますので、早い段階で支給できるように、マンパワーを十分囲って対応させていただくという趣旨でございます。

### ○ 谷口周司委員

要望というか、意見だけにさせていただきますけど、その辺り、周りから見て、皆さんが納得できるようにスピード感を持ってやるためだということも含めると理解できるかと思いますので、ただ、商工会議所に加盟していないところも幾つかあろうかと思っておりますので、そういったところに漏れがないように、しっかりと事業者さんの隅まで行き渡るように努力はしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

### ○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

テナント賃料支援事業補助金と四日市市中小企業等地域経済応援支援金について、よろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、もう質疑はないということですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第35号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

こちらは全体会に送りますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

送らないということで判断します。

[以上の経過により、議案第35号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、商工農水部の審査をこれで終了いたしました。どうもお疲れ様でした。

ここでインターネット中継は終了してください。

それでは、事項書の2番に移りたいと思います。

休会中の所管事務調査として実施する事項について、前回の委員会でテーマは、多文化共生についてということでテーマとすることが提案されていますが、具体的にどのような内容を調査するか、また、どういう資料を基に議論していくのかをちょっと相談させていただきたいと思います。

この議会とか前回の議会で、多文化共生推進プランの見直しに係るものとか、いろんな資料を提出されておりますので、それについてかなとは思っているんですが、いかがですか。

○ 谷口周司委員

それでいいかと思うんですけど、できたら、会場、保々だったと思いますので。

○ 平野貴之委員長

議会報告会はまた違う話です。それは事項書3で、今、所管事務調査。

○ 谷口周司委員

ごめん、それでいいかと思います。

○ 平野貴之委員長

例えば、荻須委員や小林委員から、こういうのはもっと企業とタッグを組んで、連携してやらんと意味がないということ saying したので、例えば、今の現状の企業との連携している取組の資料とか、そういうのもいいのかなと思うんですが、いかがですか。そういうのもちょっと求めていきたいと思いますので。

○ 小林博次委員

やっぱり多文化共生で、特に日系人の、日系ブラジル人が中心やと思うけど、やっぱり言葉、会話、日本語、これの対話能力を高める、そういう必要があるのかなと。

ネット、切ってあるね。

○ 平野貴之委員長

はい。

○ 小林博次委員

ブラジルから日系人を連れてくるときは、言葉をしゃべれやんほうがええんやと。ただ働いてくれたらええと、しゃべってもらいといろいろ都合が悪い、こういう感覚が実はあるんやわね。そうすると、積極的に企業が言葉を使ってコミュニケーションを図るとか、そういう努力をせんということがあるから、やっぱり企業を引っ張り出して、例えば本場に入れておるのやったら本場も含めて引っ張り出して協力を要請するというのをしないと、なかなか簡単にいかんやろうなということ。

それから、例えば中学校を出た、それも行っておらん子もおるかも分からん。その辺り、子供たちの教育をやっぱり高等学校、例えば、よしんば受験して失敗して行くところがないとすると、就職できるかということ、日本の場合は就職はほとんど無理で、そうするとその子供たちはどういうことになりますか。かなりまずいことになる可能性があるよね。そうすると、就職、進学支援とか、取りあえずは進学支援で、どうしてもないというところの子供たちは、やっぱり就職なり職業訓練なり、何か別の仕組みをつくって支援していかんと。恐らくその子供たちのふるさは日本になると思う、親はブラジルでも。だから、その辺りを多文化共生で重点的に取り上げてやってもらおうと、そのほうがやっぱり文化になじんだり、それぞれの国の文化を理解しているという辺りが課題になるかなと、そんなふうに思っているんやけど、これは皆さんの考え方でまた決めてもらったらいいと思う。個人的にはそう思う。

○ 平野貴之委員長

そういう日本で生まれ育ったブラジルとか外国人の子供の教育とか、進学、就職までの

サポートを現状どうやってしていくかという、そういう考え方、そういった資料も求めていきたいと思います。

○ 小林博次委員

それと、幼稚園とかもっと小さいの。例えばブラジル人学校、鈴鹿にあるのかな。

○ 平野貴之委員長

四日市。

○ 小林博次委員

四日市と、それから朝鮮学校の幼児、これの支援がないんやわね。だから、4人か、両方と合せても8人ぐらいしかいなかったと思うんやけど、やっぱり少し課題に加えてあげて援助してやるということが大事かなと。だから、ちっちゃいときから行ったほうがなじみやすい。

○ 平野貴之委員長

語学を覚えるスピードも早いですしね。

ほか、何か資料、こんなの欲しいとか。

前の資料やと、例えば日本語をどのぐらい話せますかというようなアンケートにしても、国籍別のアンケート、結果がなかったの、もしそういうのが分かればちょっとそういうのも求めていったほうが議論しやすいかなと思いますので、また、それをお願いします。

あと、どうですか。そんな感じでいいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

また、何か思いついたら早めに言ってください。

では、この議題はこれで以上とします。

それでは3番目、8月定例会議会の議会報告会について、こちら、11月1日月曜日で保々地区市民センターにて行われることになっておりますが、午後6時半開始で、コロナ

の拡大防止の観点から、もう午後8時完全撤収ということで、1時間半もない、1時間ちょいぐらいの時間でやっていきたいと思っております。ですので、今回、議会報告会の説明については、いつも結構、みんな順番に部局別に担当を持って説明してもらっていましたが、僕1人が本当に非常にまとめた形で報告させていただいて、それで質問してもらって、シティ・ミーティングの時間を長めに取りたいかなというふうに思っていますが、こんな感じでよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

分かりました。

こんな感じでさせていただいて、あと、谷口委員、何かありましたか。

○ 谷口周司委員

もう大丈夫です。

○ 平野貴之委員長

あったのと違うんですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

シティ・ミーティングのテーマはコロナ禍における地区市民センター業務ということで。これ、何かつけておいたほうがええなと思う資料とかありますか。多分、なくても結構みんなわって言うてくるかなと思うんですけど。何かありますか。別にないですか。

コロナ禍における地区市民センター業務、コロナ禍で地区市民センターがどんなのやったかということですね。多分、それぞれいろんなことがあると思いますので、地元の皆さんも。あれがない、これがないみたいな。それを承っておくという姿勢でいいかなと思っています。こんな感じでよろしいですか。



(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、こんな感じで進めていきたいと思いますので。

○ 豊田祥司委員

集合は午後6時ですか。午後6時半でいいんですか。

○ 平野貴之委員長

集合は午後6時ですか。

○ 丹羽議会事務局主事

午後6時半にはスタートできるようにということで、少し前もって来ていただければ。

○ 平野貴之委員長

じゃ、午後6時に来ていただくということでよろしくお願いします。午後8時完全撤収なので、午後7時45分ぐらいに終わるということですね。

じゃ、以上でよろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、これでもう産業生活常任委員会を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

今回の分科会長報告は、もう正副委員長に一任していただいてもよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

どうも。

1 0 : 4 0 閉議